令和四年三月作成

尾張都市計画区域

一宮市都市計画総括図

1：20，000

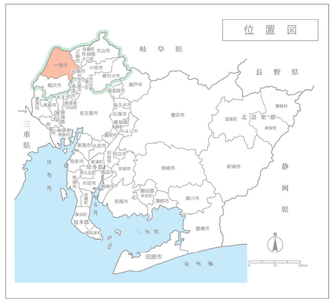

都市計画区域	平成22年12月24日	愛知県公告
区域区分	昭和45年11月24日	愛知県告示 第911号（当初）
（市街化区域、市街化調整区域）	平成31年3月29日	愛知県告示 第215号
用途地域	昭和48年1月19日	愛知県告示 第39号（当初）
〃	平成31年3月29日	一宮市告示 第113号
防火・準防火地域	平成30年10月1日	一宮市告示 第432号
駐車場整備地区	平成22年12月24日	一宮市まち告示 第10号
特別用途地区	平成22年12月24日	一宮市まち告示 第11号
都市計画道路	令和4年3月29日	愛知県告示 第181号
〃	令和4年3月29日	一宮市告示 第137号
都市計画公園	平成22年12月24日	愛知県告示 第778号
〃	平成29年11月20日	一宮市告示 第446号
都市計画緑地	平成22年12月24日	愛知県告示 第784号
〃	平成22年12月24日	一宮市公園告示 第8号
都市計画都市高速鉄道	平成22年12月24日	愛知県告示 第773号
都市計画通路	平成22年12月24日	一宮市まち告示 第14号
都市計画駐車場	平成22年12月24日	一宮市まち告示 第15号

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域による建築物の用途制限
○ 建てられる用途
× 建てられない用途
①，②，③，④，▲，■ 面積，階数等の制限あり

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
事務所で、許可型の床面積が、S<(27×建蔽率/10)×(容積率/10)を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	許可型部分の用途制限あり
店舗等の床面積が 150m²以下のもの	①	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下
店舗等の床面積が 150m²を超え、500m²以下のもの			②	②	○	○	○	○	■	○	○	○	④	②①に加えて、飲食店、物品販売店舗、自家焙煎珈琲・銘柄の紅茶等建築物定量生のサービス業用店舗のみ、2階以下
店舗等の床面積が 500m²を超え、1,500m²以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	③物品販売店舗、飲食店を除く■面積制限内、風俗・ストランを除く、2階以下
店舗等の床面積が 1,500m²を超え、3,000m²以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	④	
店舗等の床面積が 3,000m²を超え、10,000m²以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	④	
店舗等の床面積が10,000m²を超えるもの									○	○	○	○		
事務所等の床面積が 150m²以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲2階以下
事務所等の床面積が 150m²を超え、 500m²以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
事務所等の床面積が 500m²を超え、1,500m²以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
事務所等の床面積が 1,500m²を超え、3,000m²以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
事務所等の床面積が 3,000m²を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲3,000m²以下
遊技施設 ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲3,000m²以下
カラオケボックス等						▲	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲10,000m²以下
遊技施設 麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲10,000m²以下
遊技施設 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							▲	▲	○	○	○			▲客席200m²未満
キャバレー、料理店等、個室付浴場等										▲	▲			▲個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
幼保連携型認定子ども園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○			
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○			
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	◇	▲	○	○	○		▲600m²以下
自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	○	○		▲3,000m²以下
単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○						▲300m²以下 2階以下
建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ建築基準に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○		① 600m²以下 1階以下 ② 3,000m²以下 2階以下 ③ 3階以下
※一団地の敷地内について別に制限あり														
倉庫業倉庫									○	○	○	○		① 1,500m²以下 2階以下 ② 3,000m²以下
自家用倉庫				①	②	○	○	■	○	○	○	○		■農作物を生産、集荷処理及び貯蔵するために限る。
倉舎（15m²を超えるもの）					▲	○	○	○	○	○	○	○		▲3,000m²以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋菓店、畳屋、建具屋 自転車店等で作業場の床面積が50m²以下	▲	▲	▲	▲	○	○	○	■	○	○	○	○		▲原動機の制限あり2階以下 ■当該地域及びその周辺で生産された農作物を原材料とする食品の製造又は加工を主とする。2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	①	①	■	②	②	○	○		原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50m²以下 ② 150m²以下 ■農作物を生産、集荷処理及び貯蔵するために限る。
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○		
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○		
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	○		
自動車修理工場				①	①	②		③	③	○	○	○		原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50m²以下 ② 150m²以下 ③ 300m²以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量 量が非常に少ない施設				①	②	○	○							① 1,500m²以下 2階以下 ② 3,000m²以下
量が少ない施設									○	○	○	○		
量がやや多い施設											○	○		
量が多い施設												○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ処理場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

※本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について規定したものではありません。

凡例

名称	容積	建蔽率	備考
都市計画区域			
市界			
市街化区域界			
1 第一種低層住居専用地域	100	60	
2 第一種中高層住居専用地域	150/200	60	
3 第一種住居地域	200	60	
4 第二種住居地域	200	60	
5 準住居地域	200	60	
6 近隣商業地域	200	80	
7 商業地域	400/600	80	
8 準工業地域	200	60	
9 工業地域	200	60	
10 工業専用地域	200	60	
指定なし（市街化調整区域）	200	60	
道路境界線より奥行20mまたは245mの区域を近隣商業地域とする			
道路境界線より奥行20mの区域を商業地域とする			
防火地域			
準防火地域			
地区計画			
都市計画道路			
立体交差			
駅前広場			
チャンネル			
都市計画道路の内区画街路			
土地区画整理事業（施行済）			
土地区画整理事業（施行中）			

※凡例の番号は下記の用途種別を示す

100/100 上段：容積率(%)
30/60 中段：用途種別
下段：建蔽率(%)

道路、河川等地形地物の中心線による地域境界線	
字界、町界等の行政界による地域境界線	
その他の場合の地域境界線	

3・4・1 一宮弥富線（4）

区分：（国道）（一連番号） （名 称）（代表車線数）

区 分	
1. 自動車専用道路	
3. 幹線街路に相当するもの	
7. 区画街路	
8. 特殊街路(小)に相当する歩行者専用道、自転車道又は自転車歩行者道	
規 模	
1. 幅員40m以上のもの	
2. 幅員30m以上40m未満のもの	
3. 幅員22m以上30m未満のもの	
4. 幅員16m以上22m未満のもの	
5. 幅員12m以上16m未満のもの	
6. 幅員 8m以上12m未満のもの	
7. 幅員 8m未満のもの	
一連番号	
都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号	
（ 1 2 － 2 ）	
幅員 車線数	

地区計画一覧表

番号	名称	面積(ha)	都市計画決定年月日（当初）
1	萩原工業団地地区計画	約15.2	平成19年11月30日
2	一宮駅周辺地区地区計画	約24.3	平成30年10月1日
3	本町2丁目地区計画	約0.1	令和3年4月1日
4	一宮福沢北I.C西部地区計画	約10.5	令和3年4月1日

区画街路一覧表

区分・規模・一連番号	名称	付表幅員	車線数	区分・規模・一連番号	名称	付表幅員	車線数
7・6・301	新生昭和2号線	8	－	7・7・310	新生東通線	6	－
7・6・302	宮地苅安賀2号線	8	－	7・7・311	栄3号線	6	－
7・6・303	新生昭和1号線	8	－	7・7・312	宮地花池80号線	6	－
7・6・304	宮地苅安賀1号線	8	－	7・7・313	妙興寺西通線	6	－
7・7・305	本神戸郷西2号線	6	－	7・7・314	妙興寺高田線	6	－
7・5・306	八幡天王線	13	2	7・7・315	南ケ枝花池線	6	－
7・7・307	貴羽7号線	7	－	7・7・316	北園花池線	6	－
7・6・308	八幡14号線	9	－	7・7・317	妙興寺東通線	6	－
7・7・309	栄音羽線	6	－	7・7・318	花池妙興寺線	6	－

土地区画整理事業施行箇所一覧表

番号	地区名	面積(ha)	施行者	都市計画決定年月日（当初）	施行年度	備考
①	一宮復興(第1工区)	259.5	県知事	昭和21年8月20日	昭和22年～昭和48年	施行済
②	一宮復興(第2工区)	40.5	県知事	昭和21年8月20日	昭和22年～昭和51年	施行済
③	西部	114.9	市	昭和29年6月11日	昭和31年～昭和44年	施行済
④	西部第2	109.9	市	昭和36年9月26日	昭和38年～昭和54年	施行済
⑤	東	105.1	市	昭和39年9月29日	昭和40年～昭和48年	施行済
⑥	丹陽西	30.2	市	昭和42年12月15日	昭和43年～昭和46年	施行済
⑦	平島	33.7	組合	－	昭和47年～昭和51年	施行済
⑧	森本	98.3	市	昭和46年11月24日	昭和47年～平成4年	施行済
⑨	三ツ井	91.3	組合	－	昭和49年～平成8年	施行済
⑩	吾聖	27.3	組合	－	昭和51年～昭和56年	施行済
⑪	多加木	71.4	組合	昭和54年3月23日	昭和54年～平成10年	施行済
⑫	隠塚海道	24.8	組合	昭和59年9月26日	昭和60年～平成17年	施行済
⑬	印田第1	14.5	市	昭和60年2月13日	昭和61年～平成19年	施行済
⑭	伝法寺	89.4	組合	平成2年12月5日	平成4年～平成29年	施行済
⑮	外崎	24.5	市	平成30年4月1日	平成30年～	施行中

尾張都市計画区域の決定（県決定）
1・3・2号名岐道路他8路線
総括図
縮尺 1／20,000

1・3・2号 名岐道路（県決定）
延伸（約5．9km）
連絡路の追加
出入口の追加

3・4・19号 今伊勢三ツ井線（県決定）
一部区間における幅員・線形の変更
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・5・31号 光明寺街道線（県決定）
一部区間における幅員・線形の変更
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・1・4号 国道22号線（県決定）
一部区間における幅員の変更

3・4・11号 一宮各務原線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・3・2号 北尾張中央道（県決定）
一部区間における幅員の変更
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・4・110号 北園通瀬部線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・4・56号 一宮舟津線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

3・4・14号 一宮小牧線（県決定）
自動車専用道路との立体交差箇所数の変更

1・3・2号 名岐道路（県決定）
連絡路の追加

1:20,000
0 200 1000 2,000m

1. (1)（石一 北西）平成15年1月撮影 (2)（1:3,000）
(3)（石本静川町）平成16年6月撮影 (4)（1:3,000）
(5)（石尾西市）平成14年4月撮影 (6)（1:3,000）
平成16年4月撮影 (7)（1:3,000）
平成16年5月撮影

2. (1)（1:3,000）
平成21年8月撮影
3. (1)（1:3,000）
平成21年7月撮影
平成27年1月撮影
4. (1)（1:3,000）
平成27年12月撮影
5. (1)（1:3,000）
令和2年12月撮影

座標系 第9系
「平面直角座標系」（世界測地系に対応）

本図は、R16,593を編小編集したものである。

税務局（令和4年度分）
岩倉市（岩倉市税課）
江南市（江南市税務）
犬山市（犬山市税務）
羽島市（都市計画）
笠松町（都市計画）
各務原市（建設部用地）
令和3年8月31日 承認番号 第3号
令和3年12月1日 承認番号 395都計第40号-2

建設省（建設省河川局）
岐阜市（岐阜市都市計画課）
瑞穂市（瑞穂市都市計画課）
北名古屋市（北名古屋市都市計画課）
「この測量成果は、清須市長の承認を得て、清須市都市計画基本図（平成29年度作成、縮尺1:1000）を複製したものである。」
（承認番号 清須市都市計画第18号）

この測量成果は、国土地理院長の承認及び協議を経て
税務所等の実績値及び測量成果を使用して作成したものである
（1）（承認番号）平13部公第49号
（2）（承認番号）平15部公第79号
（3）（承認番号）平4部公第9613号
（承認番号）平18部公第18号
（承認番号）平18部公第9号
（4）（1:3,000）（承認番号）平17部公第61号
（5）（1:3,000）（承認番号）平21部公第154号
（6）（1:3,000）（承認番号）平21部公第61号
（7）（1:3,000）（承認番号）令3部公第51号

アジア航測株式会社

一宮市役所